

■軽自動車税(種別割)について

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在における軽自動車の所有者または使用者に対して、当該軽自動車の定置場の市町村が課税するものです。

今回は令和7年度1年分の軽自動車税(種別割)のご通知となります。

- ・納付場所は納税通知書の裏面をご覧ください。(納期限内に限りコンビニで納付できます。)
- ・口座振替をご利用中の方はその旨の通知となっています。
- ・年度途中での廃車・譲渡などによる月割計算の仕組みはありません。

軽自動車税には(種別割)のほかに、3輪以上の軽自動車を購入したときに課税される(環境性能割)もあります。

よくあるご質問

● 昨年度より税額が高くなった ▶ [以下が考えられます]

重課税率が適用となった

初度検査から13年を経過した車両については重課税率が適用され概ね20%税額が上乘せされます。

裏面「Ⅱ 3輪・4輪以上の軽自動車の税率」をご参照ください。

● 車両を廃棄した、または売却、譲渡したが納税通知書が届いた ▶ [以下が考えられます]

令和7年4月1日までに廃車、変更の手続きがされていない

廃棄、売却、譲渡等されても、令和7年4月1日までに車種に応じた廃車(登録抹消)手続きや変更手続きをされていないと課税は継続され、ご納付が必要となります。

廃棄、売却、譲渡先が令和7年4月1日までに廃車、変更の手続きをしていない

廃棄、売却、譲渡先の業者や個人が、依頼された廃車または変更の手続きを令和7年4月1日までにしていない可能性があります。廃棄、売却、譲渡先にご確認ください。

東京都外の軽自動車検査協会または運輸支局で廃車、変更の手続きをされた

東京都外の軽自動車検査協会または運輸支局で廃車、変更手続きをされた場合、都内の役所には手続き内容が連絡されないため、廃車、変更の事実を把握できず課税が継続されてしまいます。お手数ですが、「国分寺市役所 総務部 課税課 庶務係」までご連絡をいただき、手続き内容のわかる軽自動車税申告書の控えのコピー等をご送付ください。

● 市外転出したのに国分寺市から納税通知書が届いた ▶ [以下が考えられます]

定置場変更の手続きがされていない

車両の定置場も変更となった場合には定置場変更手続きが必要です。令和7年4月1日までに手続きがおこなわれていない場合には、令和7年度は国分寺市での課税となります。

※車種により手続きの場所が異なります。

軽自動車(二輪を除く) → 軽自動車検査協会 050-3816-3104

軽二輪・二輪の小型自動車 → 東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 050-5540-2033

原動機付自転車・小型特殊 → 国分寺市役所 総務部 課税課 庶務係 042-325-0111内線1801

■令和7年度 軽自動車税(種別割)の税率

I 原動機付自転車・2輪の小型自動車等の税率

車両区分			排気量等	税率(税額)
		ナンバーの色		
原付第一種	一般	(白色)	総排気量50cc以下又は定格出力0.6kw以下	2,000円
	特定小型	(白色)	定格出力0.6kw以下	2,000円
原付第二種(乙)		(黄色)	総排気量50cc超90cc以下又は定格出力0.6kw超0.8kw以下	2,000円
原付第二種(甲)		(桃色)	総排気量90cc超125cc以下又は定格出力0.8kw超1.0kw以下	2,400円
ミニカー		(水色)	総排気量20cc超50cc以下又は定格出力0.25kw超0.6kw以下	3,700円
小型特殊		(緑色)	農耕作業用	2,400円
			その他	5,900円
軽二輪			総排気量125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車			総排気量250cc超	6,000円

Ⅱ 3輪・4輪以上の軽自動車の税率

車両区分			標準税率(税額)	旧税率(税額) 平成27年3月31日までに 初度検査を受けた車両	重課税率(税額) 初度検査から13年経 過した車両
3輪			3,900円	3,100円	4,600円
4輪 以上	乗用	自家用	10,800円	7,200円	12,900円
		営業用	6,900円	5,500円	8,200円
	貨物	自家用	5,000円	4,000円	6,000円
		営業用	3,800円	3,000円	4,500円

初度検査とは

車両が初めて車両番号(ナンバー)を受けることで、その年月は自動車検査証(車検証)に記載されています。

★初度検査が平成27年3月31日までの車両は旧税率を適用します。

★グリーン化(環境への負荷の低減に資するための施策)を進める観点により、初度検査から13年を経過した車両について概ね20%税率が上乘せされる「経年車重課」が導入されています。(電気自動車、天然ガス車、メタノール車、混合メタノール車、ハイブリット車、被けん引車は除く)

Ⅲ 軽自動車税(種別割)の軽減税率(グリーン化特例)

★下表のとおり、排ガス・燃費性能に優れた車両は軽減税率(税額)が適用されます。

★軽減税率(税額)の適用は初度検査の翌年度のみです。

車両区分			令和4年4月1日から令和8年3月31日までに初度検査を受けた車両	令和4年4月1日から令和7年3月31日までに初度検査を受けた車両
			電気軽自動車 天然ガス軽自動車	ガソリン軽自動車 (ハイブリット含む)
			天然ガス自動車は、平成30年排出ガス基準適合のもの又は平成21年排出ガス基準窒素酸化物10%以上低減のもの 概ね75%軽減 (初度検査の翌年度のみ)	平成30年排出ガス基準窒素酸化物50%以上低減のもの又は平成17年排出ガス基準窒素酸化物75%以上低減のもの + 令和12年度燃費基準90%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成以上のもの 概ね50%軽減 (初度検査の翌年度のみ)
3輪	乗用	営業用	↓ 1,000円	↓ 2,000円
	その他		1,000円	
4輪 以上	乗用	自家用	2,700円	
		営業用	1,800円	3,500円
	貨物用	自家用	1,300円	
		営業用	1,000円	

排ガス・燃費性能等は自動車検査証(車検証)に記載されています。